

## 労働事件の弁護士費用

労働事件に関する当事務所の弁護士費用は、以下のとおりとなっています。

相談料

30分あたり5,000円。

## 労働審判申立て・労働訴訟提起

着手金

300,000円

※労働審判手続から労働訴訟に移行する場合には、別途200,000円をいただきます。

### 報酬金

得ることができた実質的な経済的利益の額を基準として、一般の報酬基準により算定します。

## 地位保全・給与仮払仮処分申立て

着手金

200,000円

### 報酬金

得ることができた実質的な経済的利益の額を基準として、一般の報酬基準により算定します。

※掲載費用は全て税別になります。